

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成30年3月31日時点)

団体名	業種名	事業名	施設名
秩父市	下水道事業	公共下水	—

実施状況

抜本的な改革の取組							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	広域化等	民間活用				
			指定管理者制度	包括的民間委託	PPP/PFI方式の活用	地方独立行政法人への移行	
							○

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

(現行の経営体制・手法を継続する理由)

- ⑦その他
-
-

(左記で「⑦その他」となっている場合の詳細)

昭和32年度以降、多くの資本を投下し整備し公衆衛生の向上と水質保全に寄与しているため事業の廃止はない。経営主体については、下水道法第3条の規定により市に帰属するため民営化・民間譲渡等はない。現状の個別委託の手法を維持することが望ましい。

(今後の経営改革の方向性等)

昭和32年度以降、多くの資本を投下しているため、資産等を正確に把握することが必要である。また公営企業会計を導入し経営分析することで事業の継続性を確保できるため、平成31年度を目途に公営企業法の適用(財務のみ)を進めている。